

国立病院特別会計

国立病院特別会計事業の概要

1. 概要

国立病院特別会計は、「国立病院特別会計法」(昭和24年法律第190号)に基づき、国立病院の事業を円滑に運営し、その経理の適正を図るため昭和24年7月に設置されたものである。

昭和43年度から従来一般会計で経理してきた国立療養所(ハンセン病療養所)を除く。)の経理をこの特別会計で行うことになり、「病院勘定」と「療養所勘定」の2勘定が設けられている。

2. 病院勘定

病院勘定においては、国立病院、国立がんセンター、国立循環器病センター及び国立国際医療センター並びに国立成育医療センターの経理を行うこととしている。

国立病院は、旧陸海軍所属の病院を厚生省が引継ぎ、広く国民に開放された医療機関として、昭和20年12月に発足したものである。当初は146か所であったが、その後、廃止、国立療養所への転換、地方公共団体への移譲、国立療養所からの転換が行われ、さらに、昭和61年から推進している国立病院・療養所の再編成計画の実施により平成14年度末現在で58か所となっており、広域を対象とした総合診療業務の他、看護師養成所45か所(国立看護大学校1か所含む)、助産師養成所5か所、視能訓練士養成所1か所及び理学療法士・作業療法士養成所3か所を附設、運営している。

なお、国立がんセンターは、昭和37年2月、国立循環器病センターは、昭和52年6月、国立国際医療センターは、平成5年10月、国立成育医療センターは、平成14年3月に発足し、それぞれ、がん、循環器病、感染症等国際的な調査研究が必要な疾病についての高度先駆的医療、成育医療の他、病因・病態の解明、診断、治療法の開発・研究などを一体的に行っている。

3. 療養所勘定

療養所勘定においては、国立療養所(ハンセン病療養所を除く。)及び国立精神・神経センターの経理を行うこととしている。

国立療養所は、旧軍事保護院所管の結核療養所、精神療養所、脊髄療養所を厚生省が引継ぎ、特殊な療養を要する者に対する医療機関として、昭和20年12月に発足し、その後さらに日本医療団の解散に伴い、経営を行っていた結核療養所を引継いだものである。

当初は50か所であったが、日本医療団からの引継ぎ等により昭和23年度末には154か所となり、さらに、結核対策推進のための療養所新設、国立病院からの転換等により、ピーク時の昭和28年~31年度には187か所となったが、その後、統廃合、国立病院への転換等が行われ、さらに、昭和61年から推進している国立病院・療養所

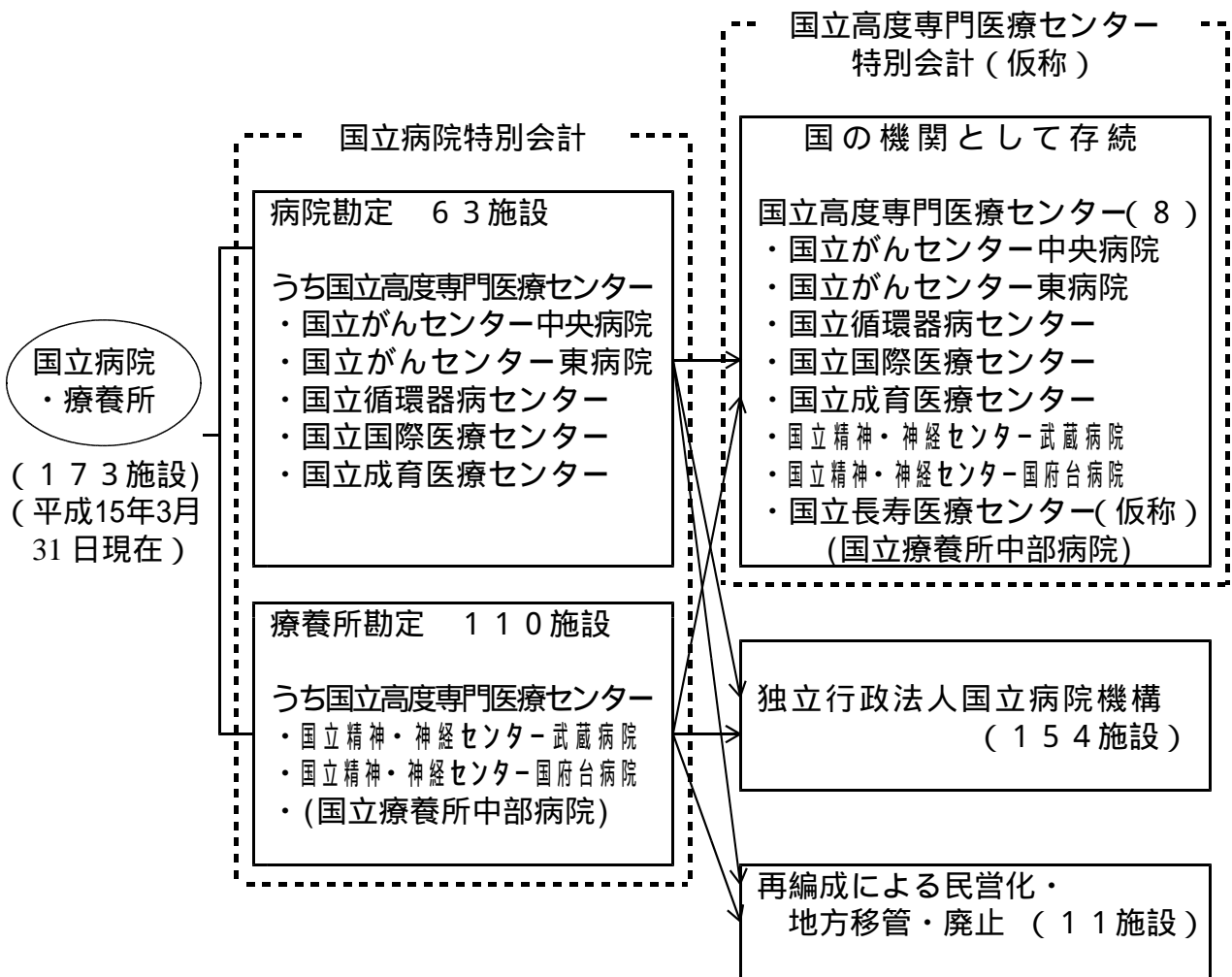
の再編成計画の実施により、平成14年度末現在で108か所となっており、結核、重症心身障害、進行性筋萎縮症等に対する専門的医療等の診療業務の他、看護師養成所29か所及び理学療法士・作業療法士養成所6か所を附設、運営している。

なお、国立精神・神経センターは、昭和61年10月に発足し、精神、神経、筋疾患及び知的障害その他の発達障害についての高度先駆的医療の他、病因・病態の解明、診断、治療法の開発・研究などを一体的に行っている。

4. 国立病院・療養所の独立行政法人化

中央省庁等改革の一環として、国立病院・療養所については、医療の高度化、専門化などの環境の変化を踏まえつつ、国の医療政策として国立病院・療養所が担うべき医療を全国において確実に実施し、かつ効率的・効果的に業務を行うため、国が自ら運営する必要がある国立高度専門医療センター及びハンセン病療養所を除き、平成16年度に独立行政法人国立病院機構に移行することとなっている。

5. 国立病院・療養所の今後の姿（国立ハンセン病療養所を除く）



6 . 本財務書類作成のための基本となる事項

国立高度専門医療センター特別会計（仮称）は、平成16年度より改正予定の特別会計であり、その構成として国立がんセンター（中央及び東病院）、国立循環器病センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター、国立精神・神経センター（武蔵及び国府台病院）及び国立長寿医療センター（仮称）が予定されている。従って、上記国立高度専門医療センター（国立長寿医療センター（仮称）の母体は国立療養所中部病院である。）の決算額を本財務諸表に計上している。

現在、各国立高度専門医療センターは国立病院特別会計に所属しており、一括で会計されているため、歳入については（目）一般会計より受入、借入金及び積立金より受入、歳出については、（目）国家公務員共済組合負担金、消費税、一般会計へ繰入及び国債整理基金特別会計へ繰入について各国立高度専門医療センター毎に決算額が算出されない。このため、当該科目については、任意に調整した金額を決算額として計上している。

貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	前 会 計 年 度 (平成14年3月31日)	本 会 計 年 度 (平成15年3月31日)	科 目	前 会 計 年 度 (平成14年3月31日)	本 会 計 年 度 (平成15年3月31日)
現 金 預 金	2,706	18,581	未 払 金	44	52
た な 卸 資 産	291	317	未 払 費 用	38	33
未 収 金	11,944	11,546	賞 与 引 当 金	1,847	2,070
前 払 費 用	0	0	借 入 金	207,556	203,712
貸 倒 引 当 金	215	231	産 業 投 資 特 別 会 計 よ り 受 入		
有 形 固 定 資 産	316,810	358,934	施 設 整 備 財 源 受 入		9,860
土 地	141,919	141,910	退 職 給 付 引 当 金	21,286	48,535
立 木 竹	133	277	負 債 合 計	230,773	264,266
建 物	79,110	99,394	資 産 ・ 負 債 差 額 の 部		
工 作 物	58,404	77,698	資 産 ・ 負 債 差 額	100,798	124,918
物 品	36,531	32,533			
建 設 仮 勘 定	711	7,119			
無 形 固 定 資 産	33	36			
資 産 合 計	331,571	389,184	負 債 及 び 資 産 ・ 負 債 差 額 合 計	331,571	389,184

(単位：百万円)

業務費用計算書

本会計年度
自平成14年4月1日
至平成15年3月31日

人件費	44,101
退職給付引当金繰入	29,677
賞与引当金繰入	2,070
医薬品費	13,009
食糧費	1,065
業務費	39,170
負担金	33
医療技術開発等研究費	1,678
看護師(婦)等養成費	901
その他の経費	807
減価償却費	17,600
借入金利息	6,540
貸倒引当金繰入	31
雑損	3,416
本年度業務費用合計	160,104

(単位：百万円)

資産・負債差額増減計算書

本会計年度
自平成14年4月1日
至平成15年3月31日

前年度末資産・負債差額	100,798
本年度業務費用合計	160,104
財源	
1.自己収入	
診療収入	76,601
入院患者収入	59,916
外来患者収入	16,684
医療技術開発等研究収入	2,172
利子収入	0
雑収入	435
雑益	620
2.他会計より受入	
一般会計より受入	55,197
一般経費財源受入	54,278
看護師等養成費財源受入	919
無償所管換等	49,198
本年度末資産・負債差額	124,918

(単位：百万円)

区 分 別 収 支 計 算 書

本 会 計 年 度
自 平 成 14 年 4 月 1 日
至 平 成 15 年 3 月 31 日

業務収支

1. 財 源

診療収入	76,985
他会計からの受入	65,056
医療技術開発等研究収入	2,172
看護師(婦)養成所収入	152
受託調査試験等収入	
前年度剰余金受入	1,131
資金(積立金)からの受入	1,118
その他の収入	280

財源合計 146,894

2. 業務支出

(1) 業務支出(施設整備支出を除く)

人件費	48,356
庁費等の支出	28,693
医薬品等購入費	25,527
食糧費	1,062
医療技術開発等研究費	1,709
看護師(婦)養成費	932
一般会計への繰入	21
その他の支出	2,742
業務支出(施設整備支出を除く)合計	109,042

(2) 施設整備支出

建物に係る支出	943
工作物に係る支出	1,242
建設仮勘定に係る支出	7,120
施設整備支出合計	9,305

業務支出合計 118,347

業務収支 28,547

財務収支

借入金による収入	5,257
借入金返済による支出	9,100
利息の支払額	6,579

財務収支 10,422

本年度収支 18,125

翌年度歳入繰入 18,125

その他歳計外現金・預金本年度末残高 456

本年度末現金・預金残高 18,581

注記

1. 重要な会計方針

たな卸資産の評価基準及び評価方法

年度末における医薬品、食糧品の取得原価を先入先出法により算出している。

有形固定資産の減価償却の方法

国有財産のうち、建物及び工作物において定率法により減価償却を行っている。
物品においては定額法により減価償却を行っている。

貸倒引当金の計上基準、計算方法

未収金（診療収入及び雑収入）のうち診療収入については、履行期限到来後5年以上経過した金額を、雑収入については、未収金額に診療収入における引当金率を乗じ算出した金額を計上している。

賞与引当金の計上基準、計算方法

職員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により算出している。

期末手当 翌年度期末手当当初予算額 × 6月支給割合 / 年間支給割合 × 1/3

勤勉手当 翌年度勤勉手当当初予算額 × 6月支給割合 / 年間支給割合 × 4/6

退職給付引当金の計上基準、計算方法

退職金及び遺族補償年金について引当金を計上している。

a) 退職金

職員の退職金の支払に備えるため、期末要支給額を下記の計算方法により算出している。

経験年数階層毎職員数 × 平均俸給月額 × 退職手当支給率

b) 遺族補償年金

年度末時点において当該年金支給対象者が存するため下記の計算方法により、将来給付見込額の現在価値額を算出している。

支給率(注1) × 平均給与(注2) × 割引率(注3)の額を平成12年度完全生命表の余命まで生存したと仮定し算出

注1) 国家公務員災害補償法の規定による。

注2) 平成11年財政再計算による賃金上昇率を使用(2.5%)

注3) 平成11年財政再計算による割引率を使用(4%)

その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

国立高度専門医療センター特別会計は、平成16年度より改正予定の特別会計であり、その構成として国立がんセンター（中央及び東病院）、国立循環器病センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター、国立精神・神経センター（武蔵及び国府台病院）及び国立長寿医療センター（仮称）が予定されているところである。従って、上記国立高度専門医療センター（国立長寿医療センター（仮称）の母体は国立療養所中部病院である。）の決算額を本財務書類に計上している。

現在、各国立高度専門医療センターは国立病院特別会計に所属しており、一括で会計されているため、歳入については（目）一般会計より受入、借入金及び積立金より受入、歳出については、（目）国家公務員共済組合負担金、消費税、一般会計へ繰入及び国債整理基金特別会計へ繰入について各国立高度専門医療センター毎に決算額が算出されない。このため、当該科目については、任意に調整した金額を決算額として計上している。

民間病院等と比較すると、医業費用の減価償却費には研究所、看護大学校等の収益を生まない事業にかかる減価償却費も計上しているため、損失額が多大となっている。

2. 偶発債務

係争中の訴訟 14 件

3. 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越債務負担額 4,239 百万円

(2) 国庫債務負担行為による負担額（財政法第 15 条第 1 項） 219 百万円

4. 追加情報等

出納整理期間

当特別会計において、歳入金の収納期限及び歳出金の支出、支払期限は、予算決算及び会計令第 3 条、第 4 条及び第 5 条の規定に基づき翌年度の 4 月 30 日であり、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

貸倒引当金を計上している債権のうち、徴収の可能性について重要と認められるもの

債 権 名 病院等療養費債権

金 額 229 百万円

懸念の内容 発生した債権については督促を行い、また、現在においては、発生防止の対策も積極的に行っているが、発生事由として、「生活困窮」及び「行方不明」等の未収金が多く、今後も増大することが懸念される。

特別会計固有の表示科目の内容

基金

当特別会計においては、国立高度専門医療センター特別会計法第 3 条に基づき、当特別会計に帰属した資産の価額から負債の価額を控除した額に相当する金額をもって基金としており、同法第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定により毎会計年度の損益計算上の利益（損失）を、組入れ（減額し）て整理している。

積立金

当特別会計においては、国立高度専門医療センター特別会計法第16条第1項に基づき、毎会計年度決算上生じた剰余金(翌年度への繰越額に相当する金額を除く。)を積み立てており、その金額を積立金として計上している。

「他会計からの受入」及び「他会計への繰入」の内容

「他会計からの受入」

- ・ 一般会計より受入
国立高度専門医療センターの経費に充てている。

「他会計への繰入」

ア 一般会計へ繰入

「特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律」及び「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律」に基づき、当特別会計において負担すべき金額を一般会計へ繰入れている。

イ 国債整理基金特別会計へ繰入

国立高度専門医療センター特別会計法第9条に基づき借入金を行ったものについて、同法第11条に基づき当該借入金の償還金及び利子を国債整理基金特別会計へ繰入れている。

歳出予算の繰越

前年度の繰越額及び繰越に見合受け入れられた財源の額

前年度繰越額 6,911 百万円 受入財源 1,131 百万円

本年度の繰越額及び繰越に見合受け入れられた財源の額

本年度繰越額 12,700 百万円 受入財源 12,700 百万円

繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額

36,501 百万円

区分別収支計算書の「本年度収支」と貸借対照表の「現金・預金」が一致していない理由及び内訳

当特別会計においては、国立高度専門医療センター特別会計法第16条第1項に基づき、毎会計年度決算上生じた剰余金(翌年度への繰越額に相当する金額を除く。)を積み立てているが、当該年度に発生した剰余金は翌年度に積立金へ繰入れ、翌々年度に受入れを行っているため、前年度分の積立金へ繰入の分の誤差が生じている。

<内 訳>

「現金・預金」 = 「本年度収支」 + 前年度の「翌年度積立金へ繰入」
18,581 (百万円) 18,125 (百万円) 456 (百万円)

注記 偶発債務(係争中の訴訟集計表)

(単位:百万円)

名称等(訴訟名等)	金額	事件番号	概要(簡単な説明、今後の予定等)
脳細胞摘出術時脳細胞損傷発生訴訟	80	大阪地裁平成7年(ワ)第4591号 大阪高裁平成12年(ホ)第1542号	平成7年5月11日 提訴 平成12年3月27日 敗訴 平成12年4月7日 控訴
咽頭炎症患者帰院後痰による呼吸停止訴訟	219	東京地裁平成11年(ワ)第13420号 東京高裁平成14年(ホ)第2587号	平成11年6月16日 提訴 平成14年3月13日 敗訴 控訴
腭頭十二指腸切除術後縫合不全発生死亡訴訟	131	東京地裁平成12年(ワ)第13920号 東京高裁平成15年(ホ)第1281号	平成12年7月7日 提訴 平成15年1月31日 勝訴 控訴
PTCA時死亡訴訟	105	東京地裁平成12年(ワ)第20918号	平成12年10月6日 提訴
食道潰瘍摘出術後難治性胸痛発生訴訟	50	東京地裁平成14年(ワ)第2297号	平成14年2月8日 提訴
気管切開後呼吸管理中低酸素脳症発生訴訟	258	東京地裁平成14年(ワ)第6652号	平成14年3月29日 提訴
心臓カテーテル検査後心筋梗塞発生調停	-	大阪簡裁平成14年(ワ)第731号	平成14年7月25日 提訴
看護師過労死訴訟	140	大阪地裁平成14年(ワ)第7614号	平成14年7月31日 提訴
心室中隔欠損症手術後低酸素脳症発生訴訟	112	大阪地裁平成14年(ワ)第7703号	平成14年8月1日 提訴
舌癌再発下顎全摘術後身体障害発生訴訟	810	甲府地裁平成14年(ワ)第312号	平成14年8月19日 提訴
胚細胞腫開頭術後左半身麻痺発生訴訟	93	東京地裁平成14年(ワ)第18495号	平成14年8月26日 提訴
脳動静脈奇形摘出術後脳内出血脳障害発生訴訟	271	東京地裁平成14年(ワ)第19491号	平成14年9月9日 提訴
急性骨髄性白血病に対する経過観察に過失があるとして遺族が損害賠償を求めるもの(訴訟告知事案)	24	東京地裁平成14年(ワ)第22232号	平成15年1月9日 告知
人工透析用のカテーテル挿入時にカテーテル先端部が下腿静脈を損傷させたことにより死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めているもの	30	大阪地裁平成15年(ワ)第2760号	平成15年3月24日 提訴
合計	2,327		

(注1)名称等欄は事件の通称名を記載している。

(注2)金額欄は、平成14年度末時点において考えられる金額(金額が不明な場合は「-」)。

(注3)事件番号毎に記入している。

附属明細書

1. 貸借対照表に関する明細

たな卸資産の明細

(単位:百万円)

種別	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
医薬品	255	285	255	-	285
食料品	35	32	35	-	32
合計	291	317	291	-	317

固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
土地	141,919	-	9	-	-	141,910
立木竹	133	143	0	-	-	277
建物	79,110	26,439	966	5,188	-	99,394
工作物	58,404	26,081	1,947	4,840	-	77,698
物品	36,531	4,077	504	7,570	-	32,533
(無形固定資産)						
電話加入権等	33	2	-	-	-	36

借入金の明細

(単位:百万円)

借入先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
資金運用部資金	207,556	5,257	9,100	203,712
産業投資特別会計	-	9,860	-	9,860

2. 資産・負債差額増減計算書

財産の無償所管換等の明細

(単位:百万円)

内容	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財産の無償所管換等(受)	国立病院特別会計	49,217	土地・立木竹・建物・工作物	国立看護大学校整備終了に伴い 関東信越厚生局より所屬替 売払のため 宿舍口座整理のため	
財産の無償所管換等(渡)	国立病院特別会計	19	土地・立木竹・建物・工作物	国立看護大学校整備終了に伴い 関東信越厚生局より所屬替 売払のため 宿舍口座整理のため	